

貝塚市子育てガイドブック協働発行业務者募集要項

1. 目的

市の子育てに関する事業や制度、子育て関連施設の利用案内などの行政情報や、その他子育てに役立つ情報を掲載した「貝塚市子育てガイドブック」を発行することで、子育て家庭が必要な情報を容易に収集できる環境を整え、子育て家庭への支援を推進することを目的とします。併せて、事業者が広告収入を活用して作成することにより、市の経費負担を伴うことなく発行するとともに、事業者の持つノウハウを活かした、高品質で活用しやすい冊子を作成するために、市と協働して当該ガイドブックを発行する民間事業者を募集することを目的とします。

2. 業務概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 貝塚市子育てガイドブック協働発行业務 |
| (2) 業務内容 | 別添「貝塚市子育てガイドブック協働発行业務仕様書」のとおり |
| (3) 業務期間 | 協定書締結後から令和 11 年 6 月末まで |
| (4) 発行時期 | 毎年度 6 月予定（期間中に 3 回発行） |
| (5) 費用負担 | 市からの行政情報等の各種情報の提供を除き、制作、広告募集、発行に要する費用のすべてを協働発行业務者が負担することとし、市は一切の費用を負担しません。 |

3. 実施形式

貝塚市子ども部子育て支援課へ必要書類を提出頂き、本市の内部審査にて業者選定を行います。

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこととします。

- (1) 本市に一般競争(指名競争)入札参加資格申請書を提出し、貝塚市入札参加資格を得ていること。
- (2) 貝塚市入札参加停止要綱(平成 25 年 12 月 2 日施行)に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可がなされている者を除く。
- (5) 貝塚市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 23 号)第 10 条に基づく措置を受けていないこと。
- (6) 令和 6 年度から現在までの期間において、地方公共団体が発行する子育てガイドブックの制作業務又は本業務と類似の業務（行政情報を扱うガイドブック等）について、取扱実績を 2 件以上有する者であること。
- (7) 広告主の募集、広告の制作を行うことができる能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

(8) 参加申込書提出時点で公租公課を滞納していないこと。

5. スケジュール

項 目	日 程
必要書類受付期間	令和8年10月13日(火)～令和8年10月26日(月)
質問受付期間	令和8年10月13日(火)～令和8年10月16日(金)
質問回答	令和8年10月19日(月)までに市ホームページにて公表
事業者選定通知	令和8年11月10日(火)までに通知
協定書締結日の目安	令和8年11月中旬
発行時期	令和9年6月

6. 書式の入手方法

本件に必要な書類の書式については、市ホームページからダウンロードすることとします。

7. 質問の受付・回答

本業務に関する質問がある場合は、質問票（書式1）により電子メールにて提出してください。

※提出の際は、担当者へ電話にて着信の確認を行ってください。

- (1) 受付期間 令和8年10月13日(火)～令和8年10月16日(金) 午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 「19. 担当部署及び関係書類の提出等」 宛
- (3) 回答方法 回答は、市のホームページにて令和8年10月19日(月)までに公表します。

8. 提出書類

・①～⑦の書類を各1部提出することとします。

- ① 参加申込書（書式2）
- ② 誓約書(書式3)【4. 参加資格(2)(3)(4)(5)をすべて満たしていることの誓約】
- ③ 会社概要書（様式任意）
- ④ 業務実績一覧表（様式任意）
- ⑤ 業務実施体制（様式任意）

※管理責任者及び担当者の氏名、経験、担当する業務内容等及び市との連絡系統について記載すること

- ⑥ 業務スケジュール（様式任意）
- ⑦ 企画提案書（「9. 企画提案書について」のとおり）

9. 企画提案書について

(1) 企画提案書作成要領

企画提案書は仕様書を踏まえ、以下に掲げる必須記載事項を記載してください。（様式任意）

※様式はA4版、両面印刷、文字サイズは11ポイント以上でページ番号を記載すること。

【必須記載事項】

- a. 協働事業についての考え方、方針
- b. 自社の広告審査基準の有無（基準があれば添付）
- c. ガイドブックの規格（総ページ数及び広告ページの割合）
- d. 冊子全体の台割案または見本

※令和6年度以降に発行した本事業と同様の情報誌で既に自治体と協働発行した実績がある場合、見本に替えることができる。この場合、当該実物見本のカラーコピーでも可とする。

- e. その他事業者提案事項

(2) 提出部数 2部（正本1部 副本1部）

10. 提出について

- (1) 提出書類の受付期間 令和8年10月13日(火)～令和8年10月26日(月)
(土曜日及び日曜日を除く。)
- (2) 提出書類の受付時間 午前9時から午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、簡易書留で10月26日(月) 必着）
- (4) 提出先 「19. 担当部署及び関係書類提出先」 宛

11. 参加辞退

「貝塚市子育てガイドブック協働発行业事者募集参加申込書」（書式2）を提出した事業者が、企画提案を辞退する場合は、「貝塚市子育てガイドブック協働発行业事者募集参加辞退届」（書式4）を持参又は郵送にて提出してください。

12. 審査基準

審査は、次の観点から総合的にかつ客観的な審査を行うものとします。

No.	評価項目	評価基準	配点
1	事業者評価	令和6年度以降の同様の情報誌の編集発行実績数	10点
2	業務実施体制	編集・発行する体制は整っているか、また、市との連絡がスムーズに行える連絡系統になっているか。	10点
3		業務スケジュールは無理のない日程になっているか	10点
4	企画提案内容	協働発行业事への理解度・積極性が認められるか	10点
5		行政情報を掲載する十分なページ数が確保されているか	10点
6		紙面全体の記事の配置バランスが取れているか	10点
7		情報を検索しやすいように作られているか	10点
8		文字の大きさ、行間のバランスなど読みやすさに配慮したレイアウトになっているか	10点
9		地図は見やすく作られているか	10点
10		その他、独自の提案に対する評価	10点
	合計		100点

13. 提案の無効

次のいずれかに該当する事業者の提案は無効とします。

- ①本企画提案に参加する資格がない事業者が提案したとき。
- ②一つの事業者が複数申請したとき。
- ③書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ④所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- ⑤誤字、脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- ⑥協働発行事業者を選定するまでの間に参加資格を満たさなくなった事業者が提案したとき。
- ⑦その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。

14. 審査結果の通知・公表

選定結果は、令和8年11月10日（火）までにすべての企画提案者に対し、文書にて通知します。
なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する異議申し立ては受け付けません。

15. 協定書の締結

市及び選定業者は、必要に応じ、事業内容について協議し、協定書を締結することとします。協議が合意に至らなかった場合は、次点の業者と協議に入るものとします。

16. 提出書類について

- ①提出された書類等は、選定結果及び辞退に関わらず、一切返却しません。
- ②提出書類は、本事業の選定以外に企画提案者に無断で使用しません。
- ③企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、その一切を企画提案者の負担とします。
- ④提出後の書類の追加及び修正は一切受け付けません。

17. 著作権の帰属等

企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属します。ただし、選考に提出された著作物は、選考に係る審査、検討、その他の採用手続きに必要な範囲で利用します。また、提出された書類については、情報の公開請求等があった場合、貝塚市情報公開条例(平成9年貝塚市条例第31号)に基づき、当該著作物の公開の可否及び範囲を判断の上、公開する可能性があります。

18. その他

本件により知り得た市独自の情報や個人情報等は適正に管理し、情報の漏洩や不正使用を行ってはならないものとします。

19. 担当部署及び関係書類の提出等

貝塚市子ども部子育て支援課(本庁2階) 担当 金森

所在地：〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号

電話：072-433-7090（直通）

FAX：072-433-7051

E-Mail：kosodate@city.kaizuka.lg.jp